

6月は「外国人労働者問題 啓発月間」です

外国人は「ルールを守って」
適正に雇用しましょう。

①雇い入れる前に、就労が認められるか
在留資格を確認してください。

行政相談委員は、あなたと行政とのパイプ役です。

こんな相談ありませんか？

☆国道に段差があり危ない、道路標識がわかりにくい。

☆年金の書類が送られてこない。

☆郵便が届かない。

などの苦情や要望について、行政相談委員が相談に応じています。お気軽に相談してください。

当町の行政相談委員は、

今井 經二 さん

佐呂間町字宮前町

TEL 2・2083

●旭川行政評価分室でも相談を受け付けています。

『行政苦情110番』

全国共通

TEL 0570・090110

をご利用ください。

金事務所において手続となります。

●持参するもの

・印鑑

・本人及び配偶者の年金証書（年金受給者）

・本人及び配偶者の年金手帳もしくは基礎年金番号通知書

・運転免許証など本人確認ができるもの

・戸籍謄本及び住民票交付手数料

・預金通帳（年金振込先確認のため）

・日本年金機構より送付される「裁定請求書」

平成22年度北見児童相談 所移動総合相談室

相談は児童の発達、非行、不登校、しつけに関することや療育手帳の判定など種別は問いません。

相談を希望される方は、1ヶ月前までに役場保健福祉課社会福祉係または、保健師にお申し込みください。

なお、詳しい時間や場所は、相談順番などを決めた後、申込者に直接お知らせします。

また、本町においても次の日程で北見児童相談所による「移動総合相談室」が開設されます。

平成22年7月15日（火）

平成22年12月22日（水）

お問い合わせ

役場保健福祉課社会福祉係または保健師

TEL 2・1212

北見税務署からの お知らせ

資産税（譲渡所得・相続税・贈与税）に関する「個別相談」については、平成22年4月1日以降、相談日時をあらかじめ指定させていただいておりますので、事前予約の上ご相談いただきますようお願いいたします。

また、先述以外でも、関係書類や事実関係など、具体的内容を確認させていただく必要がある「個別相談」については、事前に電話での相談日時のご予約をお願いしております。

〔5月の資産税に関する相談日〕
毎週月曜日（祝日を除く）
10時～15時30分
※6月以降の相談日について

は、税務署へお尋ねください。

■お問い合わせ

北見税務署

TEL 0157・23・7151（代表）

町営住宅の空家状況

4月15日現在の町営住宅の空家状況をお知らせいたします。
入居申し込み等詳しくは、建設課管理係（TEL 2・1210）までご連絡ください。

■西富団地

2階3LDK（1階）1戸

15、600円／

2階2LDK（1階）1戸

14、600円／

■浜佐呂間第3団地

2階3LDK（1階）1戸

17、600円／

■若里団地

1階3DK 1戸

9、100円／

■栄団地

2階3LDK（1階）2戸

15、300円／

※印は、60歳未満でも単身入居が可能な住宅です。

《食品トレー》《発泡スチロール》の分別について



生鮮食品や納豆などの加工食品、カップラーメンなどに多く使用されている発泡スチロールでできた「食品トレー」については、町内の多くの家庭で「その他プラスチック類」として分別し、リサイクルに出されているように見受けられますが、分別の分類としては「発泡スチロール」として、透明か半透明のごみ袋で出していただくようご協力をお願いします。

発泡スチロールで出せる「食品トレー」の見分け方としては、の表示があって、白色トレーはもちろんのことそれ以外の色付きや柄物でも『つまよう枝が簡単に刺さる』『2つに折ると“パリッ”と簡単に割れる』ものは、発泡スチロールとして出してください。リサイクル資源ごみを出す場合は、汚れを落とし乾燥させてから出すようにお願いします。汚れが落ちない場合は、燃やさないごみとして出してください。

ご面倒でもご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】

役場町民課 生活環境係 Tel 2・1213

むし歯予防デーのお知らせ

★遠軽歯科医師団と網走保健福祉事務所紋別地域保健部では：歯の衛生に関する正しい知識の普及、歯科疾患の予防処置と早期発見を図るため、次により

実施いたします。

■日時

6月5日（土）

午後0時から午後3時30分まで

■場所

遠軽町保健福祉総合センター・げんき21

■内容

1. 歯科検診及び歯科相談

2. 歯科ドック

3. フッ素塗布

4. 「歯・口」に関する絵の展示

5. その他

（お問い合わせ）

網走保健福祉事務所紋別地域保健部

Tel 0158・23・3108

6月1日～10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です

■暮らしを支える電波はルールを守って正しく使いましょう

電波は、携帯電話や人命・財産を保護する防災無線など社会生活に不可欠なものです。不法無線局は重要無線通信やテレビ放送へ妨害を与えるなど、社

会的な問題を発生させています。

このため総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波利用環境保護の大切さを訴えていきます。

■お問い合わせ

北海道総合通信局

○不法無線局、混信・妨害、電波の安全性

Tel 011・737・0099

○テレビ・ラジオの受信障害

Tel 011・737・0033

○電話、インターネットに関する相談

Tel 011・709・3956

○電波利用料

Tel 011・709・6000

○その他行政相談

Tel 011・709・3550

※電話受け付け時間

8時30分～12時、13時～17時（土・日・祝日を除く）

○電子メール

sodan-hokkaido@soumu.go.jp

○ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

第25回2010オホーツク「木」のフェスティバル

感じますか、「木」の愛。

25周年記念 オホーツクの木の文化を考える

○オホーツク圏において生産された木材・木製品をはじめとする「木」に関わる商品を一堂に集めて展示販売を行い、木材・木製品の紹介宣伝と、「木」を育てる意義をPRし、地域の環境保全にも配慮し川上から川下までを含め、新しい「木」の関わりを見いだし、この地方と「木」との関係を深める事をもってオホーツク圏の経済活性化に寄与することを目的としています。

■と き 5月21日(金)～23日(日) 午前10時～午後5時
(最終日午後4時)

■開催場所 (会場) 北見市東三輪5丁目1番地4

サンライフ北見・北見市工業技術センター

サンドーム北見・北見地域職業訓練センター

■お問い合わせ先 2010オホーツク「木」のフェスティバル実行委員会

〒090-0811 北見市泉町1丁目3番18号 オホーツク木のプラザ内

TEL 0157・25・1331 FAX 0157・25・1332

○ 役場経済課林務係TEL 2・1200



「人権擁護委員制度をご存じですか」

6月1日は、人権擁護委員の日です。

昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談内容についての秘密は守られます。また、相談は無料。難しい手続きもありません。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、とても幅広い内容となっています。

気軽に相談できる場所として、人権相談所が、法務局で常時開設され、本町においても次の日程において「特設何でも相談所」が開設されます

『特設何でも相談所』

■日時

6月1日(火) 13時～16時

■場所

佐呂間コミュニティセンター

■人権擁護委員

内藤孝峰・桐山三津代

平成22年度農業労務者賃金

■作業時間

午前7時～午後5時

■休息・休憩

午前・午後各15分

昼休み60分

■昼食 本人持参

■間食 1日2回

■交通費 実費支給

○ビート移植 6,000円

(畑収穫・ビート間引き・

機械移植・畑除草・ビート

育苗・農作業準備)

○パートタイム労務賃金

680円(1時間当り)

○時間外

700円(1時間当り)

佐呂間町農業労務者受入協議会決定

ご寄付
ありがとうございます

■社会福祉協議会

▼香典返しを廃して

東 浜本 律子 さん

永代町 中村 のり子 さん

宮前町 鈴木 マサ子 さん

西 富 柏尾 ゆかり さん

宮前町 結城 久子 さん

幌 岩 鈴木 初子 さん

■西中央長寿会

▼西中央長寿会へ

西 富 服部 静枝 さん

人 のうごき
3月 未現在

人 口 5,973人(－29)

男 2,845人(－13)

女 3,128人(－16)

世帯数 2,484戸(－2)

() 内は前月比です。

暮らしを支える税金

納税にご理解とご協力を

5月は平成21年度の未納町税を解消する推進月間です。納税通知書をお確かめになり、お忘れの場合は5月末日までに必ず納めてください。

■〔納税者の状況〕

長引く景気の不況を背景に佐呂間町の財政事情も地方交付税が年々減少する中で、町の財政運営は自主財源に委ねざるを得ない、大変厳しい状況にあります。このような状況下にあって、私たちの納める税金がこれまで以上に大きな役割を果たすことから、町税の収納確保が重要になっています。しかしながら、諸事情はともかくとして、町税の未納状態となっている人もおられます。税負担の公平面からは、町としても厳しい対応に迫られています。

■〔納税と滞納について〕

- 1 納税は、憲法に定められているとおり国民そして町民としての義務です。定められた納期限までに納めないことを「滞納」といいます。
- 2 税負担の公平を保つためにも、滞納を放置することはできません。滞納すると督促状が発布されますが、それでも納めていただけない場合は、滞納処分が行われます。
- 3 平成21年度分の町税
町道民税・固定資産税・軽自動車・国民健康保険税・介護保険料（普通徴収）・後期高齢者医療保険料（普通徴収）は、5月末日までにお支払いが無い場合、滞納扱いとなってしまいます。
※※※再度納付書を確認して下さい。※※※

■〔国民健康保険税の滞納処置〕

保険税が納期限後に一定期間以上未納状態の場合は、保険証の有効期限が短い「短期被保険者証」に切り替わることとなり、さらに納期限から1年以上滞納が続きますと、いったん医療費を全額自己負担していただく「被保険者資格証明証」となりますので、ご注意ください。

■〔納税相談〕

滞納者の中には災害や病気等の特別な事情があり、納期限内に全額納めることが出来ない場合は、納入猶予措置として分納の方法もありますので、一日でも早く納税相談を行ってください。各町税の担当係または徴収対策室が窓口です。

■〔滞納者への強制手段等の実施〕

納税・納入の住民負担の公平性を維持する面から、納税に対する誠意が見られず、特別な理由もなく納税・納入の指導に応じない滞納者に対しては、今まで以上の厳しい対応を実施します。

- ① 事業所（会社）に対しての個人調査や金融機関に対しての預貯金調査を実施（給与・預貯金の差押、その他財産等の差押を実施）
- ② 補助金の交付・貸付などの行政サービスに対する制限

■税についてのお問い合わせ

○町税内容について：企画財政課 Tel 2・1214

○町税納付について：徴収対策室 Tel 2・1214